

別表（第7条関係）

事業名	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率・補助額
店舗魅力向上事業	民間事業者（第5条の要件を満たすもの）	店舗の集客及び収益の増加につながる、店舗の魅力向上に資する取組で、地域生活者の利便性、地域商業の活性化並びに商業機能及び商店街の維持・発展につながる事業	<p>当該地域の商業振興計画に基づき、実施する経営革新のための事業に必要な次の経費</p> <p>（1）店舗改装費 内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は、補助対象外とする。 （建築確認が必要となる大規模修繕費並びに建物の構造及び床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。）</p> <p>（2）設備費 ア 設備及び備品は原則として補助対象外とするが、新たな取組の実施に不可欠なものは補助対象とする。 イ 空調設備、音響設備、厨房機器及び厨房内設備は、補助対象外とする。</p> <p>（3）その他経費 （1）及び（2）に掲げるもののほか、知事が必要があると認めた経費</p>	<p>【補助率】 補助対象経費の2分の1以内</p> <p>【補助限度額】 上限額 100万円 下限額 10万円</p>

注(1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 事業計画書の作成に当たっては、商工会・商工会議所等の支援機関のアドバイスを受けること。

(3) 消費税は、補助対象外とする。